

週休 2 日制工事の拡大について

1. 制度の目的

建設業における担い手の確保・育成のため、令和元年度より豊川市が発注する工事の一部において、週休 2 日制を導入し建設現場の環境改善を図る取組を行ってきました。

令和 6 年 4 月 1 日からは建設業においても、労働基準法の改正に伴う罰則付きの時間外労働規制が適用され、益々、建設現場における労働環境改善の促進が発注者に求められています。

そういった状況を踏まえ、今後の週休 2 日制の定着に向けて現在の運用を見直し、令和 5 年度より対象工事を拡大します。

2. 制度の概要

○発注方式

【発注者指定方式】

現場閉所により週休 2 日に取り組むもののうち、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する方式。

【受注者希望方式】（令和 5 年度より新設）

現場閉所により週休 2 日に取り組むもののうち、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

○対象となる工事の要件

モデル工事の対象は、次の各号全てを満たす工事のうち、豊川市が指定する工事（建築工事及び設備工事並びにこれらに関連する工事を除く。）とします。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (2) 緊急性がない工事
- (3) 設計金額が 1,000 万円以上の工事（※これまでの工期要件を廃止）

○工事成績評定で加点される要件

対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で1点を加点評価します。（これまでの25%（7日/28日）から見直し）

○経費の補正対象と補正係数

対象期間の全日数に対する休工日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上となった場合に、以下の経費を補正対象とします。

- (1) 労務費 1.05 （新規補正対象）
- (2) 機械経費（賃料） 1.04 （新規補正対象）
- (3) 共通仮設費率 1.04 （これまでの1.02から見直し）
- (4) 現場管理費率 1.06 （これまでの1.04から見直し）

3. 取組件数

年度	発注者指定方式	受注者希望方式
令和元年度	1件	—
令和2年度	5件	—
令和3年度	4件	—
令和4年度	7件（見込）	—
令和5年度	10件（予定）	20件（予定）

※受注者希望方式は令和5年度からの新たな運用方式です。

4. 今後の目標

国は、原則すべての工事を週休2日制工事で発注するように目標値を示しており、本市においても目標達成に向けて、令和6年度以降も更なる取組件数の拡大や、建築系工事への適用の検討等を実施していきます。